

お客さま各位

盛岡信用金庫

「破産管財人等の特殊口座開設手数料」新設について

盛岡信用金庫（理事長 浅沼 晃）は、下記の通り破産管財人等特殊口座開設する各種口座について口座開設手数料を新設する事と致しましたので、お知らせいたします。

当金庫は、今後ともサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解承りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

2025年3月3日（月）

2. 新設する手数料

手数料名	破産管財人等特殊口座手数料
手数料金額	口座開設1口座につき16,500円（税込）
対象口座	次のいずれかの該当する口座 ・破産管財人 ・相続財産管理人（相続財産清算人） ・不在者財産管理人 ・遺言執行者 ・遺言整理受任者

※法人、個人は問いません。

※既存口座を破産管財人等名義へ変更する場合も含まれます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
盛岡信用金庫 事務部事務管理課
電話番号：019-652-2453
お問い合わせ時間：平日9:00～17:00



あなたのそばに もっと身近に

 **盛岡信用金庫** 

〒020-8461 盛岡市中ノ橋通1丁目4番6号